

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第11回総会のご案内



2013年度は10事業者に対し、延べ18件の申入れ、問合せを行ないました。うち、3事業者に対しては、消費者契約法第41条に基づく『書面による事前の請求』（差止請求）を行ない、いずれも規約などの改善につながりました。また、活動委員会としても4事業者に対し広告表示改善要望を行いました。2014年度も消費者被害の未然、拡大防止に向けた活動に取り組んでまいります。

本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第11回総会を開催いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時：2014年6月27日（金） 10:30～11:20
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ10階）
3. 議題：

第1号議案	2013年度事業報告ならびに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員選任の件
報告	第1回理事会報告 2014年度事業計画と活動予算 活動委員会の活動報告

正会員の皆様へのご案内

正会員の皆様には、6月中旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠ならびに、欠席の場合は書面議決書または委任状を返送くださいますようお願いいたします。

賛助会員の皆様へのご案内

賛助会員の皆様には、6月中旬頃、議案書ならびに出欠連絡票をお送りします。出欠の可否を事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

記念講演のお知らせ

- 日時： 6月27日（金） 11:30～12:30（総会に続き、同会場で開催）
講演内容： 「食品表示に関わる新たな動きと適格消費者団体」（仮題）
講師： 消費者庁 表示対策課
埼玉県 食品安全課

※ 詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2014年4月～5月）

詳細は埼玉消費者被害をなくす会ホームページ [申入れ・差止請求関連](#) を [検索](#)

申入れ

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等（2014年5月現在）
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	改訂契約書の未改善な点への再申入れに対する回答を受け、再改訂後の契約書の送付と、未改善の条項の修正を求める再申入れを行ないました。
ゲームメーカー 【継続中】	問い合わせ内容、回答内容などについて公開、記載する行為を禁止する条項	協議継続中
脱毛サロン 【継続中】	新聞折込広告、ホームページにおける割引価格期間の継続、比較表示など優良誤認、有利誤認表記について	折込広告およびホームページ上の当該表記の削除を求めた再申入れに対し、削除するとの回答後、該当箇所の表示が改善されたことを確認しました。

問合せ

中古車買取 【継続中】	売買契約書の、買主による無催告解除に関する条項他、6項目の条項について	売買契約書を平成26年3月末頃に改訂したとの回答を受け、送付された改訂後の売買契約書について今後検討をすすめる予定です。
損害保険 【継続中】	約款・パンフレットにおける支払額の表記について	面談を行なった結果をもとに、今後について協議する予定です。
クーポンサイト 【新規】	利用規約における免責条項などについて	免責条項を定める理由などについて、問合せを行なっています。

※ 「消費者裁判手続特例法」の活用に向けて、実務シミュレーションを進めています

平成26年5月1日付けにて、経済産業省宛て

「商品先物取引法施行規則」及び
「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に対する意見を提出しました。

【趣旨】

商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案第102条の2第2号について、個人の委託者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような上記施行規則の改正案には、強く反対する。

※ 意見書はなくす会ホームページ [新着情報](#) を [検索](#)

2013年度 活動委員会の報告 (2013年7月～2014年5月)

事業者	活動委員会からの要望内容		事業者からの回答内容
A社 通信販売 (2011年度より継続) 【未改善】	4/26	1. 広告の有効期限を、『有効期限●月●日』とする 2. 新聞本紙広告と、新聞折込広告の表記について、新聞本紙表記と同一に 3. 商品の価格をわかりやすく表示 4. 素材について、“特殊”という誇大表現の使用停止	1. 有効期限が極端に短くなった場合など迷惑をかける可能性もあり、要望に応えることはできない。 有効期限を過ぎての受注がないよう、注意を払っていく 2. 要望に応えることは難しい 3. 根拠のない憶測になるため、要望に応えることは難しい 4. 「二つの温感素材」と変更する
	広告表示改善要望書		
B社 健康食品 【改善】	12/16 ↓ 広告表示改善要望書	キャンペーンの継続の改善、判断を急がせる表示の改善	『お急ぎください』『今なら』を削除する
C社 美容製品 【改善】	12/16 ↓ 広告表示改善再要望書	1. 検討中であるとの回答後もキャンペーンが継続している。今後の改善予定は。 2. 新聞により、表記の内容が異なっている理由	具体的な内容については、1月中に回答したい
	2/24 ↓ 問合せ		
D社 靴販売 【改善】	12/16 ↓ 広告表示改善要望書	1. 履くだけで痩せるなど誇大表記の改善 2. 実用新案登録の内容に誤解がないように表示を 3. 痩せるとする根拠を明示	1. 誇大表記を削除 2. 表記方法を改善 3. 試験報告書添付
	2/24 ↓ 問合せ		

【その他の活動】

- ◆ 『消費者被害アンケート・めやすばこ《健康食品トラブル編》《携帯・スマホ契約・解約トラブル編》』は、会員団体の催し物、大学生協などで対面調査を行ないました。他、会員団体などに配布し、1400枚以上回収することができました。
- ◆ 年3回開催する消費者カアップ学習会の内容やタイトルなどについて意見を出し合い、当日の運営を担当しました。
- ◆ 第49回消費者大会の実行委員として参加し、消費者問題の分科会の運営に携わりました。



▲活動委員会の様子

消費者や消費者団体が望んでいた「集団的消費者被害回復訴訟制度」が2013年12月に国会で成立しました。法律の正式名称は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」で、略して「消費者裁判手続特例法」と称されるようになっています。この訴訟制度の手続進行主体（特定適格消費者団体）は、現在11ある適格消費者団体の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定していきます。

3年以内の施行となっていますので、「特定」を目指す適格消費者団体では、消費者機構関西が作成したシミュレーション表を活用しそれぞれの会で過去に扱った事案を例に（埼玉消費者なくす会は貸衣装の中途解約を例に）検討が始まっています。4月10日には第一回目の適格消費者団体と日弁連集団訴訟ワーキンググループとの懇談会が実施され、3団体からのシミュレーション内容を基に検討を進めました。また、検討促進のためにメーリングリストも立ち上げています。

消費者裁判手続特例法の施行に向けた動きとして「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会（仮称）」の第一回目が5月9日に予定されており、ガイドラン等の検討が始まっている中で、検討会の場に適格消費者団体として、早めに発信していく必要に迫られています。また、裁判手続等を定める「最高裁規則」の制定作業も進んでおり、夏から秋ころに詳細が定められていくので、その前に適格消費者団体としての意思を伝えなくてはならない状況です。

4月10日の検討では、「少額多数被害を想定しているがあまり少額だと訴訟が起こせるのか」「やはり適格消費者団体支援が必要」「通知時点での個人情報保護の扱い」「知られたくない人とのトラブル発生リスク」などが議論されました。消費者庁作成の「128項目のQ&A」の読み込みも含め全団体の検討を持ち寄ること、今後のスケジュールを考えると「共通する課題」と「事案ごとの特有の課題」とを整理し、「共通する課題」を優先的に検討することなどを確認しています。

★この間の主な会議★

運営促進会議（4/24） 第9回活動委員会（4/15）



★消費者大会実行委員会より～第50回大会は10/21に開催！記念講演講師は大江健三郎氏★

第1回プレ学習会

『時々病院、ほぼ在宅 というけれど…』
 日時：5月27日（火）10時～12時
 会場：与野本町コミュニティセンター多目的室
 講師：医療生協さいたま 川嶋芳男氏
 申込：消費者大会事務局（048-844-8971）

予告

第2回プレ学習会
 タイトル：未定
 日時：7月14日（月）10時～12時
 会場：浦和コミュニティセンター第13集会室
 講師：村 千鶴子弁護士



- * 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
 - ◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999
 - ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）
- * 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを《なくす会》までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973